

指定工事事業者申請書類について

◎指定給水装置工事事業者指定申請書

- ・法人の場合、役員の氏名を全部記入

◎機械器具調書（写真添付）

- ・金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具
- ・やすり、パイプねじ切り器、その他の管の加工用の機械器具
- ・トーチランプ、パイプレンチ、その他の接合用の機械器具
- ・水圧テストポンプ

◎誓約書

- イ 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
- ハ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- ニ 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者。
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者。
- へ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの。

添付書類

- 法人：登記簿謄本原本（発行日から3か月以内のもの）及び定款又は寄付行為の写し
- 個人：住民票の写し（発行日から3か月以内のもの）
- 主任技術者免状の写し又は主任技術者免許証の写し
- 事業所の位置図

「事業所」とは、調査－計画－施工－検査の一連の給水装置工事の事業の拠点となる場所を指す。これらの機能が別々の場所にある場合は、それぞれが事業所となる。ただし、単なる営業のみ、単なる作業員の休憩所等は「事業所」にはあたらない。

※指定手数料 5,000円（指定工事事業者証交付時納入）

※指定手数料（更新） 5,000円（指定工事事業者証交付時納入）

※指定を受けた日から14日以内に主任技術者の選任届を提出（主任技術者本人が提出すること）